平成 25 年度 (公財)北海道体育協会地域スポーツ支援事業助成要項

１　目　的

北海道が生んだ偉大なアスリートであり、地域のスポーツの普及振興を通して、青少年の健全育成にご尽力された、(故)南部忠平氏の意志を受け継ぎ、地方体育協会連絡協議会及び市町村体育協会が実施する、青少年や地域住民及びスポーツ指導者等を対象としたスポーツ振興の事業に対し予算の範囲内で助成する。

２　主　催　公益財団法人北海道体育協会

３　対象事業

（１） 主催団体（下記のいずれかの団体が主催すること）

・管内体育協会連絡協議会
・各市町村体育協会

（２） 対象となる事業（下記のいずれかに該当する事業であること）

① 子ども・青少年向け（幼児～小学校程度、中学～大学生程度）スポーツ事業等
② 幅広い年齢層の地域住民等が参加するスポーツ事業等
③ スポーツ指導者の資質向上等に関する研修会・講習会・スポーツ教室等
④ その他スポーツ普及・振興に関する事業・研修会・講習会等

（３）事業実施期間

・当該年度の６月１日～３月３１日までに事業を完了すること。

４　助成事業費

１事業　１０万円/20 万円/30 万円のいずれかの区分を申請時に申し出すること。

・助成は１事業に対しての金額とする。
但し、１つの事業テーマのもと、複数会場で分散して行うことは認める。
また、１管内体協連協及び１市町村体協での申請は１事業とする。
<u>※助成金額の 1/3 以上を自己財源として有する事業であること。</u>
※申請した助成金額と決定する助成金額は異なる場合がある。

５　事業規模　平成２５年度　事業助成総額１７０万円　10～12 事業程度

６　助成対象経費

事業実施上、必要とする経費。
但し、次の経費については対象外とする。

・懇親会等の飲食費用
・施設や団体の備品となる費用
・お土産代などの事業に関係のない費用

また、事業計画書及び報告書の審査において、計上された経費が対象外となる場合もある。
なお、助成対象額より事業決算総額が下回った場合には差額を返納すること。

７　事業計画書の提出と審査

希望する団体は、毎年２月末までに管内体協連協を通じて「事業実施計画書　様式１～様式３及び開催要項」を提出すること。

３月に開催される、当会の「普及・生涯スポーツ委員会」において、提出された計画書内容を厳正に審査し、決定した団体及び管内体協連協へ通知する。

事業数・助成金額上限については、毎年の予算状況を勘案し決定する。

※平成２５年度については４月に募集開始、５月に審査を行う。

本年度の事業計画書提出締切は５月１５日（水）とします。

８　交付申請書

交付申請書（様式４）を事業実施１ヶ月前までに提出すること。

９　実績報告書

実績報告書（様式５）と関係書類（事業実績書（様式６）・収支決算書（様式７））に開催要項及び事業名等の写った写真を添付し、事業完了後３０日以内に提出すること。

なお、事業終了が３月となる場合の報告書提出期限は４月１５日を期限とする。

また、開催要項及び事業名の看板等には「公益財団法人北海道体育協会地域スポーツ支援事業」を明記すること。

１０　実施予定事業の中止・延期について

実施予定期日前に、理由を明記して必ず文書にて連絡すること。

なお、事業が中止された場合は助成金を全額返納すること。

１１　実施にあたっての留意事項

- 主催名は必ず各管内体育協会連絡協議会等とし、証憑書類の宛名も全て各管内体育協会連絡協議会及び市町村体育協会、実行委員会等の名称で統一すること
- 各管内体育協会連協が主体となり、１つの事業を複数会場で行い助成金を分配し実施する場合は、管内体協連協が申請書と報告書を取りまとめのうえ本会へ提出すること。
- プロ興行等の収益事業は対象外とする。

１２ その他

本事業に関する様式等は本会ホームページからもダウンロードできます。

※４月中旬以降に掲載予定

助成した事業内容は、当会各種会議及びホームページなどで団体名や事業名を公表します。

【本事業に関する問い合わせ先】

(公財)北海道体育協会　生涯スポーツ課

TEL:０１１(８２０)１７０６ ／ FAX:０１１(８３３)０７０５

～助成決定基準～

■申請された事業の決定については、次の項目を満たす事業を採択する。

■平成２５年度　助成額区分(10 事業)

３０万円/２事業　２０万円/3 事業　１０万円/5 事業

■審査基準①

1)　事業主催が「管内体協連協」「市町村体協」であること。

2)　事業内容が助成要項対象基準に該当していること。

3)　自己財源を確保していること。

■審査基準②

1)　参加対象者による優先順位

１位　幼児～小学生を対象としたもの

１位　幅広い年齢層の地域住民が参加するもの

２位　中学生～大学生程度までを対象としたもの

３位　スポーツ指導者を対象としたもの(講習会・研修会)

４位　上記以外の対象者

※道体協として「北海道の子どもの体力向上支援事業」を推進していることから、幼児～小学生を対象とした事業及び幅広い年齢層を対象とした事業を優先させていただきます。

2)　事業内容の審査基準

１位　新規企画事業

２位　既存継続事業(周年事業は除く)

3)　開催地域による審査基準

できる限り全道各地で事業展開を考えていることから、

１管内１事業を基本として審査する。

但し、未申請の管内等がある場合などはこの限りではない。

4)　その他

事業内容などを勘案し、事業毎に個別審査の上、選定する。